

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第63号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第6の2（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）				別表第6の2（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）			
区 分		基 準		区 分		基 準	
条例第12条第1号に掲げる広告物等		条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) (略) (2) 条例第7条第3号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線沿線に表示し、又は設置する広告物等にあつては、当該広告物等の表示が当該高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線の通行者又は利用者に向けられたものではないこと。		条例第12条第1号に掲げる広告物等		条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) (略) (2) 条例第7条第3号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線沿線に表示し、又は設置する広告物等にあつては、当該広告物等の表示が当該高速自動車国道又は上越新幹線の通行者又は利用者に向けられたものではないこと。	
(略)				(略)			
別表第7（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（許可地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）				別表第7（第9条関係） 条例第14条第1項の許可の基準（許可地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）			
種 類	区 分	基 準		種 類	区 分	基 準	
(略)							
野立広告塔	(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	表示面積	30平方メートル (条例第8条第9号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線沿線におけるものにあつては、50平方メートル) 以内であること。	野立広告塔	(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	表示面積	30平方メートル (条例第8条第9号の区域で高速自動車国道又は上越新幹線沿線におけるものにあつては、50平方メートル) 以内であること。
		(略)				(略)	
		広告物等相互間の距離	条例第8条第9号の区域（用途地域及び家屋連たん区域を除く。）に広告			広告物等相互間の距離	条例第8条第9号の区域（用途地域及び家屋連たん区域を除く。）に広告

		<p>物等を表示し、又は設置する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 高速自動車国道又は上越新幹線若しくは北陸新幹線沿線におけるものにあつては、300メートル以上であること。</p> <p>イ (略)</p>			<p>物等を表示し、又は設置する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 高速自動車国道又は上越新幹線沿線におけるものにあつては、300メートル以上であること。</p> <p>イ (略)</p>
	(略)			(略)	
(略)				(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。